

平成28年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園	書面監査	無	
特別養護老人ホーム あじさい園 (福) 晃宝会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム あじさい園 宝 (福) 晃宝会	実地監査	無	
		職員に対する定期健康診断（一年以内ごとに1回以上）が行われていない職員が数名見られた。常勤職員に対してもれなく定期的に健康診断を行うこと。【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条】	未受診の職員については、本人の都合により受診しなかったものであるが、今後は全員に受診を強く指導いたします。

<p>特別養護老人ホーム かがやきの苑 (福) 大和まほろば会</p>	<p>実地監査</p>	<p>深夜業務従事者に対する6月以内ごとに1回の健康診断が実施されていなかった。法令に従い定期的に健康診断を行うこと。【労働安全衛生規則第44条、第45条】</p>	<p>2月末から3月の定期健康診断実施後、計画的に実施します。</p>
		<p>労働条件が変更となっているにもかかわらず、雇用契約書が交付されていないばかりでなく、採用時より雇用契約書を交付されていないケースが散見されたので、自己点検を行い、全職員に雇用契約書を適正に交付（再交付）すること。</p>	<p>過去に未交付のケースがありましたが、給与改定の時期（毎年4月）に合わせて職員に交付いたします。</p>
		<p>通勤手当の支給に当たり、認定者の確認印が漏れている等、支給決定の手続きに不備が見られた。適正に処理を行うこと。【前年度指摘事項につき】</p>	<p>今後、適正に処理いたします。</p>
		<p>感染症対策委員会は3ヶ月毎に開催し、感染症の流行する時期においては必要に応じて開催すること。</p>	<p>今後は、定期的に開催いたします。12月は2回、1月は3回の開催を行っています。</p>
		<p>栄養マネジメント加算について、常勤の管理栄養士1名が配置されていない期間（平成28年8月5日から同年10月3日まで）については、人員配置基準を満たしていないため過誤調整すること。</p>	<p>常勤の管理栄養士の配置には、今後十分に注意するとともに、担当課と調整します。</p>
<p>特別養護老人ホーム 学園前西 特別養護老人ホーム (福) 奈良苑</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	

<p>特別養護老人ホーム 香梅苑 (福) 広瀬福祉会</p>	<p>実地監査</p>	<p>苦情解決体制に伴う、第三者委員が選任されていないので、至急、中立性・公正性が確保できるよう複数名選任すること。(苦情解決の仕組みの指針：平成十二年六月七日付け厚生省関係四部局長通知)</p>	<p>早急に探して選任します。具体的には、事業所や利用者及び地域から信頼され、中立・公正な判断ができる人、また、苦情解決を円満・円滑に図ることができる人を探す予定です。</p>
		<p>循環式浴槽の水質検査は、連日使用型の場合 1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)を実施すること。</p>	<p>今後、1年に2回以上実施します。</p>
		<p>経理規程第65条～67条に従い契約を行い、同規程第68条及び第69条に従い契約書を作成すること。</p>	<p>次回購入時より契約書を作成します。</p>
		<p>現在、守秘義務に関する誓約書が作成されていないので、就業規則第21条に従い誓約書を作成し、全職員から提出を求めること。</p>	<p>全職員から誓約書の提出がありました。</p>
<p>特別養護老人ホーム こがねの里 (福) 秋篠茜会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム こまどりと丘 (福) 大和清泉会</p>	<p>実地監査</p>	<p>今年度の雇用契約を締結していない従業者がいたため、至急締結すること。【前回指摘事項につき】</p>	<p>今年度、雇用契約を締結していない従業者全員と締結しました。</p>

特別養護老人ホーム サンタ・マリア (福) カトリック 聖ヨゼフホーム	書面監査	無	
特別養護老人ホーム サンライフ明日香 (福) サンライフ	書面監査	無	
特別養護老人ホーム サンライフ西大寺 (福) サンライフ	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 都祁すずらん苑 (福) 大和会	平成28年度は 監査対象外		
特別養護老人ホーム トマトホーム (福) 博遊会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 長曾根寮 (福) 大倭安宿苑	実地監査	無	

<p>特別養護老人ホーム なら清寿苑 (福) 大和清寿会</p>	<p>実地監査</p>	<p>平成27年4月より特養に入所できるのは、原則として要介護3以上の方となっているが、その要旨が重要事項説明書及び入所契約書等に記載されていないので是正すること。また、平成27年4月以降に入所された利用者様の重要事項説明書及び入所契約書等を是正するとともに、現在入所されている利用者様に要旨説明を行うこと。</p>	<p>ご指摘のありました部分について、重要事項説明書、入所契約書、運営規程の3点につきまして変更しました。</p>
<p>特別養護老人ホーム ならやま園 (福) 福寿会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム 西ノ京苑 (福) 南都栄寿会</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム 梅花苑 (福) 嘉耶の会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	
		<p>就業規則について、管理監督者の範囲を整備し、労働基準監督署に届出ること。</p>	<p>現在、管理監督者の範囲を整備した就業規則を作成し、職員に意見を求めているところです。平成29年1月に労働基準監督署に届け出る予定です。</p>

<p>特別養護老人ホーム</p> <p>光の桜</p> <p>(福) ならやま会</p>	<p>実地監査</p>	<p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」【厚生労働省（平成12年11月30日）】により、適正な労働時間管理が求められていることから、始業・終業時刻・休息期間など労働時間を確認出来る書類を整備すること。（非常勤職員を含む）</p>	<p>平成27年度の奈良市監査にて、指摘があり、すぐに書式を作成し、監査後からその様式を用いて勤務時間（の管理）に努めています。平成28年度もその様式を継続し、今回の監査にて確認していただきました。今後とも、継続して労働時間が管理できるようにしていきます。</p>
		<p>感染症対策、食中毒の予防及びまん延防止に関する研修を年2回以上実施すること。</p>	<p>研修に関して、今年度それぞれ1回しかできていなかったもので、2回目の研修を実施するために、平成29年1月27日に、施設内研修の時間に、感染症対策及び食中毒予防の内容で研修を実施します。今年度は流行する前に研修が出来なかったもので、来年度は流行する前に研修を実施していきます。</p>
		<p>検食が未実施の日や、実施時間が利用者の食事開始時間後となっているケースが散見された。検食は、利用者が食事を開始する前に、適切な味や温度等の給食が提供されているか、異物等の混入や食中毒に繋がるような問題はないか等、給食サービスの質を保つ為のものであり、確実に実施し検食簿に記録すること。</p>	<p>検食は必ず設定時間に行うことが職務であること。履行不可能な事態が予測されるときは、他の職員が確実に検食、記録が出来るように、監査日の翌日に施設内ネットワークを通じて、周知徹底しました。</p>
<p>特別養護老人ホーム</p> <p>平城園</p> <p>(福) 福寿会</p>	<p>実地監査</p>	<p>平成27年4月より特養に入所できるのは、原則として要介護3以上の方となっているが、その要旨が重要事項説明書及び入所契約書に記載されていない。従って、平成27年4月以降に入所された利用者様の重要事項説明書及び入所契約書を是正し、要旨説明を行うこと。また、平成27年3月までに入所された利用者様及び待機者の皆様へ、法改正の要旨説明を文書及び口頭で行うこと。</p>	<p>重要事項説明書並びに入所契約書に、平成27年4月より特養に入所できるのは、原則として要介護3以上の方という要旨を記載しました。先日、「平城園家族会」において、出席者に要旨説明を行いました。また、今後、電話やカンファレンスにおいても、入所者のご家族様に個々に口頭で要旨説明を行います。また、平成27年4月以降に入所された方には、要旨説明の文書を送付して同意書を頂戴し、平成27年3月以前に入所された方にも要旨説明の文書を送付します。待機者の方については、順次お電話で、要旨説明をさせていただきます。</p>

<p>特別養護老人ホーム 万葉苑 (福) 万葉福祉会</p>	<p>実地監査</p>	<p>計画作成担当者は施設サービス計画を作成し、その原案の内容について、入所者又はその家族に説明し、文書により同意を得、交付することとなっているが、相当の期間において作成されていないケースが見られた。平成26年度の実地指導時にも同様の指導を行っていたが、改善されていない状況である。早急に自主点検を行い適切な措置を講じること。(基準省令第22条の2)</p>	<p>未作成分については作成済み。今後はサービス提供前に計画書を作成し、遅延のないよう管理していきます。</p>
<p>特別養護老人ホーム らくじ苑 (福) 楽慈会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム L i n o (福) 史明会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム ル・エンゲージ なかがわ3番館 (福) 中川会</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	
<p>特別養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	

軽費老人ホーム (ケアハウス) あじさい園 (福) 晃宝会	平成28年度は 監査対象外		
軽費老人ホーム (A型) 大倭滝の峯荘 (福) 大倭滝の峯荘	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 学園前西ケアハウス (福) 奈良苑	書面監査	無	
軽費老人ホーム (A型) 佐保苑 (福) 佐保会	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 都祁すずらん苑 (福) 大和会	平成28年度は 監査対象外		

軽費老人ホーム (ケアハウス) なら清寿苑 (福) 大和清寿会	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) ニューライフならやま (福) 福寿会	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 万葉 (福) 万葉福祉会	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 茂毛蔭園 (福) 大倭安宿苑	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 八重垣園 (福) 大倭安宿苑	実地監査	無	
軽費老人ホーム		入居契約書に関し、記入漏れ、印漏れ、日付漏れ、契約者欄に別人の名前記載等不備が多数見受けられた。全ての契約書を点検し是正すること。なお、その際には甲・乙双方を是正すること。 (前回指摘事項につき)	全ての契約書を点検した結果、4名様分の契約書に不備が見られた。不備のあった契約書の契約者様に連絡を行い、甲・乙双方の契約書4名様分の不備箇所を平成28年10月27日是正完了した。

<p>軽費老人ホーム (ケアハウス)</p> <p>らくじ苑</p> <p>(福) 楽慈会</p>	<p>実地監査</p>	<p>検食簿について、検食時間の記載が、利用者に対する食事提供以後の時間となっているものが散見された。必ず利用者の食事提供前に検食を行い、異物の混入・異臭など衛生上問題がないか、喫食者に対して栄養量、または食事の質が適切であるか、味付け、彩り、形態が適切であるかを確認し、所見を記入するという、検食の本来の意味を理解したうえで、確実に実施すること。また、検食時間及び所見が空欄となっているものが散見されたため、漏れのないよう確認を行うこと。</p>	<p>検食時間については、利用者様への食事提供前に実施できるよう整え、毎食事、抜けがないように実施していく。また、所見についても、検食者が必ず記入し、内容報告を毎日行える体制を整えた。</p>
<p>軽費老人ホーム (ケアハウス)</p> <p>ル・エンゲージ なかがわ4番館</p> <p>(福) 中川会</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	
<p>軽費老人ホーム (ケアハウス)</p> <p>和楽園</p> <p>(福) 奈良市和楽園</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	